

津山市スポーツ少年団種目委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津山市スポーツ少年団設置規程第12条に基づいて設置する種目委員会に関することを定める。

(目的)

第2条 種目委員会は、津山市スポーツ少年団本部の業務を分担し、業務を円滑に実施していくことを目的とする。

(種目委員会設置要件)

第3条 種目委員会は、津山市スポーツ少年団設置規程第3条の目的を達成するために必要な種目について設置することができる。

(委員の委嘱等)

第4条 委員の委嘱については次のとおりとする。

- (1) 種目委員会の委員（以下「種目委員」という。）は、種目ごとに、津山市スポーツ少年団設置規程第8条による本部委員をもってあてる。また、本部長は、必要に応じて関係機関、関係団体及び学識経験者を委嘱することができる。
- (2) 種目委員は、本部長が本部役員会で承認を得る。

(所掌内容)

第5条 種目委員会の所掌内容は次のとおりとする。

- (1) 種目大会（以下「大会」という。）の企画及び運営。
- (2) 大会運営上必要な通信及び要項・申込書・冊子等の作成。
- (3) 大会運営上必要な講習会・抽選会・代表者会議等の企画及び開催。
- (4) 大会運営等に係る会計管理。

(役員)

第6条 種目委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長1名
- (3) 会計1名

(役員を選出)

第7条 委員長、副委員長は、各種目委員会で互選する。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は種目委員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 種目役員会の委員長は本部役員を兼任し、本部役員会に出席して、業務に関する連絡・調整を行う。

(任期)

第9条 委員長、副委員長、会計、委員の任期は、津山市スポーツ少年団設置規程第9条を準用す

る。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第10条 種目委員会の会議は、委員長が随時招集して担当の業務内容について検討し、本部役員会に報告する。なお、委員長がやむを得ない事由により本部役員会に報告できない場合は、代理人が報告する。

(その他)

第11条 この規程の改廃は、本部役員会で行う。

附則

この規程は、平成17年4月28日から施行する。

平成19年3月 7日 一部改正

平成24年4月19日 一部改正

平成25年4月18日 一部改正

平成27年3月 3日 一部改正

平成30年5月31日 一部改正